

【重要】

特定医療費（指定難病）受給者証の 更新が必要です

現在お持ちの受給者証は、**令和8年12月31日**
をもって**有効期間が満了**となります。引き続き利用するには
「**更新申請**」が必要です。

◆申請（受付）期間

【郵送】

令和8年9月1日（火）～10月9日（金）※必着
※混雑緩和のため、郵送申請にご協力をお願いします。

【窓口】

令和8年9月1日（火）～10月16日（金）
（9：00～17：00 ※土日・祝日休み）

- ◆ 次ページの**申請書類を全てそろえ**、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へ申請してください。
- ◆ 申請（受付）期間までに提出できない方、更新申請手続きをされない方は、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へ必ずご連絡ください。

<郵送で申請される方へ>

- 紛失を防ぐため、「簡易書留」または「レターパックプラス」で送付してください。
- 宛名：管轄の「〇〇保健所 保健予防課」または「〇〇保健福祉事務所 保健係」（郵送先は6ページ参照）。
- 封筒に「更新申請書類 在中」と記入してください。
- 郵送事故については責任を負いかねます。

※事務処理の都合上、ご不要な方にも本書類が届いている場合があります。
その場合は お手数ですが処分をお願いいたします。

◆ 申請書類 ※詳細は、3～4ページをご覧ください。

必要書類チェックリスト

- ☐ (1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- ☐ (2) 臨床調査個人票
- ☐ (3) 受給者証のコピー（開いて両面が必要です。）
- ☐ (4) 自己負担上限額管理票のコピー（令和7年10月以降に記載の全てのページ）
- < (5) は該当者のみ提出 > ※ 3 ページ参照
- ☐ (5) その他（必ずご一読いただき、該当の場合は提出）

< (6)～(8)は「マイナンバー情報連携」を希望しない場合のみ提出 >

- ☐ (6) 健康保険情報が確認できる書類
- ☐ (7) 世帯全員の住民票
- ☐ (8) 所得を確認するための書類

- 原則として、マイナンバー情報連携により情報を取得します。そのため、**健康保険情報、住民票、所得確認書類の提出は不要**です。上記(1)～(5)の書類のみ、ご提出ください。
- **マイナンバー情報連携を希望しない方**は、上記(6)～(8)の書類についても追加でご提出ください。
 - ▷ **郵送の場合：(6)～(8)の書類の提出をもって、「情報連携を希望しない」ものとして取り扱います。情報連携を希望しない方は、必ず(6)～(8)の書類を同封してください。**
 - ▷ **窓口の場合：窓口で「情報連携を希望しない」とお申し出のうえ、必ず(6)～(8)の書類をご提出ください。**
- D V・虐待等の被害を受けて避難中の方は情報を秘匿することができます。申請書の該当欄に記入ください。
- 未申告や記載誤りがある場合、書類提出が必要になることがあります。その後の書類提出がない場合は自己負担上限が最大（30,000円）になります。

<マイナンバーによる情報連携について>

- 本手続では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、行政機関間で課税情報等の照会を行います。
- マイナンバー法に基づき、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）において、市区町村等から照会があった場合には、県が受給者情報を回答する必要があります。このため、マイナンバーを提供していただけない場合には、住民基本台帳法第30条の15の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムによりマイナンバーを照会しますので、あらかじめご了承ください。

◆申請書類（詳細）

<(1)～(4)は全ての方が提出>

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書

- 必要事項を記入してご提出ください（記載例参照）。裏面も忘れずご記入ください。
- 不明な点は保健所等窓口でご確認ください。
- 受給者と同じ健康保険に加入している方全員の情報を記入いただく必要があります。申請にあたって、事前に、世帯員の方がお持ちの保険証の発行元を必ず把握してください。

(2) 臨床調査個人票

- 医療機関に作成を依頼し、提出してください（様式の同封なし）。なお、受給者による記入欄はありません。
- 複数疾患がある場合は、疾患ごとに臨床調査個人票の提出が必要です。

(3) 受給者証のコピー（開いて両面が必要です。）

- A 4 用紙にコピーし、切り取らずに提出してください。

(4) 自己負担上限額管理票のコピー

- 令和7年10月以降に記載された全てのページを提出してください。
- A 4 用紙にコピーし、切り取らずに提出してください。
- 管理票を提示できなかった期間がある場合は、指定難病にかかる医療費等の領収書を提出してください。

※「高額かつ長期」の確認対象は、更新申請月を含めて過去12か月間となります。

(5) 以下①～④に該当する場合のみ提出

① 同一世帯内に、指定難病受給者又は小児慢性特定疾病受給者がいる場合

- 「特定医療費（指定難病）受給者証」、「小児慢性特定疾病受給者証」のコピー

② 加入している健康保険に変更があった場合

- 変更届
 - 同意書
- 更新とは別途、変更の申請が必要です。**

③ 患者本人と同一の健康保険に、新たに加入した人がある場合

- 世帯状況調書 ※該当する場合は窓口で記入いただきます。
- 患者本人と同一の健康保険に、新たに加入する人のマイナンバーがわかる書類（個人番号カード、通知カードなど）をお持ちください

④ 以下（ア）～（ウ）のすべてに該当する場合

- （ア）患者本人と同一の健康保険に加入している方全員の市町村民税が非課税
- （イ）患者本人の令和7年1月1日～12月31日の合計所得金額が82万6500円以下
- （ウ）非課税年金、各種手当・給付金を受給している
- 患者本人の収入状況が確認できる書類（下表を参照）

収入状況	提出する証明書類
遺族年金、障害年金、寡婦年金等の非課税年金の収入がある場合	振込通知書、入金印字された通帳コピーのいずれか（可能な範囲で、A 4 用紙にコピーして提出してください。） ※ 令和7年1月1日～12月31日 の受給金額がわかる書類を提出してください。 ※確認書類の提出がない場合は低所得Ⅱ（自己負担上限月額5,000円）の区分になります。
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過福祉手当等の各種手当の収入がある場合	
特別障害給付、労災保険による障害補償に関する給付等の各種給付金の収入がある場合	

<(6)～(8)は「マイナンバー情報連携」を希望しない場合のみ提出>

(6) 健康保険情報が確認できる書類

- 以下のいずれかの書類のコピーをご提出ください。
 - ①保険証（申請時点で有効なもの） ②資格情報のお知らせ
 - ③資格確認書 ④医療保険の資格情報の写し(マイナポータルより出力)
- 提出が必要な対象者については下表を参照してください。

患者本人が加入している健康保険	健康保険情報が確認できる書類が必要な対象者
国民健康保険 国民健康保険組合 〔 医師国保、歯科医師国保、薬剤師国保、 税理士国保、土建国保、建設国保など 〕	・ <u>同一世帯の国保に加入されている方全員</u> ※申請日時点で16歳未満の方は不要 ・住民票登録地は異なるが、患者本人と同じ保険に加入している方
被用者保険 〔 全国健康保険協会（協会けんぽ） 健康保険組合、共済組合など 〕	・被保険者と患者本人 （患者本人が被保険者であれば、本人のみ） ※被保険者の住民票登録地が異なる場合も提出が必要
後期高齢者医療広域連合	・同一世帯の後期高齢者医療保険に加入している方全員

(7) 世帯全員の住民票

- お住まいの市町村役場で、“世帯全員”と記載された住民票（マイナンバーの記載がないもの）を取得してください。
- 申請日を含む3か月以内に発行されたものを取得してください。

(8) 所得を確認するための書類

- 市町村民税の課税額を確認するため、次のいずれか1つをご提出ください。
 - ① 令和8年度給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（主に市町村が発行、事業主経由で通知）
 - ② 令和8年度市町村民税の税額決定・納税通知書（主に市町村から発行）
 - ③ 令和8年度市町村民税所得課税証明書（所得・収入の金額や市民税の所得割・均等割額が記載されているもの）

※源泉徴収票、年末調整の書類、確定申告書では代用できません。

- 提出対象となる方は下表をご参照ください。
- 次の方については提出が不要です。
 - 人工呼吸器装着者としての特例認定により、自己負担上限月額が1,000円の方。
 - 生活保護受給者の方 → 生活保護受給証明書（福祉事務所で取得可能）をご提出ください。

患者本人が加入している健康保険	世帯の所得を確認するための書類が必要な対象者
国民健康保険 国民健康保険組合 〔 医師国保、歯科医師国保、薬剤師国保、 税理士国保、土建国保、建設国保など 〕	・ <u>同一世帯の国保に加入されている方全員</u> ※申請日時点で16歳未満の方は不要
被用者保険 〔 全国健康保険協会（協会けんぽ） 健康保険組合、共済組合など 〕	・被保険者 ※被保険者が非課税の場合は、患者本人も対象
後期高齢者医療広域連合	・同一世帯の後期高齢者医療保険に加入している方全員

【重要】※必ずお読みください

- ◆ 受付期間後に申請した場合、審査結果は令和9年1月以降となり、受給者証の発行も遅れます。受給者証がお手元に届くまでの医療費はいったん自己負担していただき、認定日に応じて後日払い戻の手続きが必要です。
- ◆ 期間内に申請した場合でも、審査状況により結果の通知が遅れることがあります。
- ◆ 現在の受給者証の有効期限は令和8年12月31日です。令和9年1月以降の申請は新規扱いとなります。
- ◆ 病状が認定基準に満たない場合、更新できないことがあります。
- ◆ 保険証や世帯員に変更があった場合、保健所等で変更手続きが必要です。

◎ 登録者証について

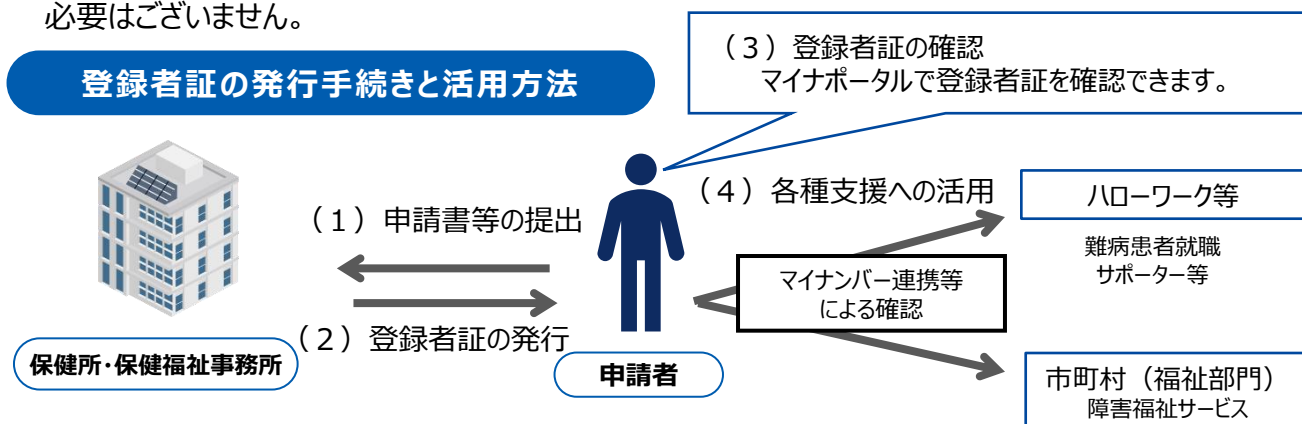
令和6年4月から、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の申請を受け付けています。

【登録者証とは】

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するもの。

※登録者証により医療費助成を受けることはできません。医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証で指定難病の患者であることを証明できるため、必ずしも登録者証を申請いただく必要はございません。

登録者証の発行手続きと活用方法



(1) 申請方法

- ・更新申請と同時に申請できます。発行を希望される方は、更新申請書の「登録者証申請」欄に記入し申請してください。

(2) 登録者証の発行

- ・原則としてマイナンバー連携で登録しますが、希望者には紙の登録者証を発行します。
- ・マイナンバー連携の登録及び紙の登録者証発行まで3～4か月ほどお時間をいただきます。

(3) 登録者証の確認方法

- ・マイナンバー連携で登録されていれば、マイナポータルで登録者証を確認できます。

(4) 登録者証の活用

- ・ハローワーク等で指定難病患者であることの証明書として利用できます。
- ・マイナンバー連携を活用するとして申請した方は、マイナンバーカードを掲示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータ印字した物を提出することで、指定難病患者であることを証明できます。
- ・紙の登録者証をお持ちの方は、登録者証を提出することで証明できます。
- ・利用するサービス（登録者証掲示先）によって、確認方法が異なります。あらかじめ、各サービス担当にお問い合わせください。

◎ 申請先（お問い合わせ先）

提出先	所在地	電話番号	担当地域
渋川保健福祉事務所	〒377-0027 渋川市金井394	0279-22-4166	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	伊勢崎市、佐波郡
安中保健福祉事務所	〒379-0132 安中市高別当336-8	027-381-0345	安中市
藤岡保健福祉事務所	〒375-0012 藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	〒370-2454 富岡市田島343-1	0274-62-1541	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条183-1	0279-75-3303	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-23-2185	沼田市、利根郡
太田保健福祉事務所	〒373-0033 太田市西本町41-34	0276-31-8243	太田市
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-351	0277-53-4131	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	〒374-0066 館林市大街道1-2-25	0276-72-3230	館林市、邑楽郡
前橋市保健所 （保健予防課）	〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17	027-220-5785	前橋市
高崎市保健所 （保健予防課）	〒370-0829 高崎市高松町5-28 高崎市総合保健センター 4 階	027-381-6112	高崎市

◎ 制度全般に関するお問い合わせ先

群馬県感染症・疾病対策課難病対策係 電話番号：027-226-2611

※ 受付窓口ではありません。

※ 申請に関するお問い合わせは、上記の各保健福祉事務所・保健所へ連絡してください。

チャットボットを開設しました！

よくあるご質問については、チャットボットでお問い合わせすることができます。
24時間いつでも自動応答で質問にお答えしますので、是非ご活用ください。

【活用方法】

- 1 右の二次元コードからLINE「群馬県デジタル窓口」を友達登録してください。
- 2 メニュータブから「健康」を選択
- 3 難病チャットボットを選択



【LINEを利用していない方】

以下のURLあるいは右の二次元コードから、ご利用ください。

<https://p3.govtech-express.com/webui/1654447876?survey=a0OJ3000000PG7Z>

